

平成18年4月24日

都道府県介護保険担当主管課(室) 御中

厚生労働省老健局老人保健課

平成18年4月改定関係Q & A (Vol.3)の訂正について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成18年4月21日に発出いたしました「改定関係Q & A (Vol.3)」に一部誤りがありましたので、別添のとおり修正いたします。各自治体におかれましては、これらを参照のうえ、事務を進めていただきますようお願いいたします。

照会先

厚生労働省老健局老人保健課 企画法令係

TEL 03-5253-1111 (内線 3949・3960)

FAX 03-3595-4010

③短期集中リハビリテーション実施加算関係

(問 8) 各リハビリテーション関係サービスの短期集中リハビリテーション実施加算の起算日となる「退院(所)日又は認定日」、「入所の日」が施行日(平成18年4月1日)前であった場合の算定の取扱い如何。

(答) 施行日(平成18年4月1日)前の「退院(所)日又は認定日」又は「入所の日」から起算して、利用者の該当する期間に応じて、18年4月1日以降、短期集中リハビリテーション実施加算の算定を行うこととする。

(例) 通所リハビリテーションの場合

平成18年3月15日に退院した利用者に対して、4月5日から短期集中リハビリテーションを実施した場合

4月5日～4月~~4~~14日のうちの実施日

…短期集中リハビリテーション実施加算(1月以内) 180単位算定

4月~~4~~15日～6月~~4~~14日のうちの実施日

…短期集中リハビリテーション実施加算(1月超3月以内) 130単位算定

6月~~4~~15日以降の実施日

…短期集中リハビリテーション実施加算(3月超) 80単位算定